

弥富市総合計画・総合戦略推進会議設置要綱

弥富市総合戦略推進会議設置要綱（平成27年）の全部を改正する。

（設置）

第1条 弥富市総合計画（以下「総合計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく弥富市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）に掲げる施策等を効果的・効率的に推進するため、弥富市総合計画・総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進会議が所掌する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合計画及び総合戦略の推進に関すること。
- (2) 総合計画及び総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) 人口ビジョンの策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。

3 会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。